

第7日

令和7年6月18日（水）

午後2時15分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

議案書をお開きください。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第4号専決処分 of 報告について（市道上の事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第5号専決処分 of 報告について（交通事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第6号専決処分 of 報告について（交通事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第7号専決処分 of 報告について（交通事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第8号令和6年度朝倉市一般会計予算の継続費の通次繰越しの報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第9号令和6年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第10号令和6年度朝倉市一般会計予算の事故繰越しの報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第11号令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計予算の繰越明許費の報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第12号令和6年度朝倉市水道事業会計予算の繰越しの報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第13号令和6年度朝倉市下水道事業会計予算の繰越しの報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第14号令和6年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第15号令和7年度公益財団法人あまぎ水の文化村の事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第16号令和6年度株式会社ガマダスの決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第17号令和7年度株式会社ガマダスの事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第18号令和6年度株式会社三連水車の里あさくらの決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第19号令和7年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第47号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第48号議案朝倉市スクールバスの住民利用に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第49号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第50号議案朝倉市過疎地域持続的発展計画（朝倉・杷木地域）の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。3番飯田早苗議員。

○3番（飯田早苗君） この変更についてどういう内容なのか、お聞きしたいと思いますので質疑させていただきます。

○議長（小島清人君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中村守康君） 今回の過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、新たにこの計画に定めのない事業につきまして、2件の事業を加えるための変更でございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） その2件の変更について質疑を——内容はどうかについての質疑でございます。よろしくお願いします。

○議長（小島清人君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中村守康君） 加える事業といたしまして、分野でいいです、地域における情報化の分野で、イントラネット更新業務、もう一つ、生活環境の整備の分野で、広域ごみ処理施設設置費負担金の項目を追加するものでございます。

○議長（小島清人君） 飯田議員。

○3番（飯田早苗君） では、なぜ過疎債を、過疎事業債ですかね、これを結局使われるということになると思うんですけども、それについて質疑させていただきます。あっ、そ

うか。今のは取り消します。分かりました。その事業についてされるということですね。ありがとうございます。

○議長（小島清人君） よろしいということ、了解ということでもいいですかね。

○3番（飯田早苗君） はい。

○議長（小島清人君） ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第51号議案辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） ほかになければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第52号議案土地改良事業計画の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第53号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（黒川地区）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第54号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（赤谷川地区（3工区））を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第55号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（赤谷川下流域地区）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第56号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（朝倉市新庁舎）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第57号議案工事請負契約の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第58号議案工事請負契約の締結についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

意見書案第1号をお開きください。

次に、意見書案第1号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案の委員会付託を行います。委員会付託表をお開きください。

付託区分については、タブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第47号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

また、意見書案第1号についても、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。その場で待機をお願いいたします。

午後2時28分休憩

---

午後2時30分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡辺議員に対する懲罰の動議をお開きください。

タブレットに掲載のとおり、浅尾静二議員ほか2名から、地方自治法第135条第2項の規定により、渡辺議員に対する懲罰の動議が提出されました。所定の賛同者がおられますので、本動議は成立しております。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩

---

午後4時15分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

あらかじめお伝えします。本日の会議は時間の都合上、午後7時まで延長いたします。

それでは、渡辺毅議員に対する懲罰の動議を日程に追加し、直ちに議題とすることにつ

いて採決いたします。この採決は、起立採決により行います。

採決いたします。この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(小島清人君) 起立多数です。着席をお願いします。よって、この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、渡辺毅議員に対する懲罰の動議を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、渡辺毅議員の退席を求めます。

(4番渡辺 毅君退席)

○議長(小島清人君) 渡辺毅議員に対する懲罰の動議について、提出者代表の説明を求めます。13番浅尾静二議員。

(13番浅尾静二君登壇)

○13番(浅尾静二君) 渡辺毅議員に対する懲罰の動議について、提出者を代表いたしまして、理由を御説明申し上げたいと思います。

議長から再三にわたる渡辺議員の一般質問における不穏当及び不適切発言を控える旨の注意に対し、渡辺議員がそれを受け入れなかった行為は、地方自治法第129条第1項の議場の秩序維持に反するものであり、かつ朝倉市議会の規律と品位を傷つけるものであるため、渡辺議員に懲罰を課すものとし、渡辺毅議員に対する懲罰の動議を提出いたします。

以上、提出者代表の説明といたします。どうぞよろしく御協議をお願いいたします。

(13番浅尾静二君降壇)

○議長(小島清人君) 動議考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午後4時19分休憩

---

午後4時20分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、渡辺毅議員から、本件について一身上の弁明をしたいとの申出があります。

これより、渡辺毅議員の一身上の弁明の申出について採決いたします。この採決は起立採決によって行います。この申出に同意する方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小島清人君) 起立多数であります。よって、渡辺毅議員の一身上の弁明の申出は同意されました。

渡辺毅議員の入場を許可します。

(4番渡辺 毅君入場)

○議長(小島清人君) 渡辺毅議員に、一身上の弁明を許可します。

○4番(渡辺 毅君) 失礼します。渡辺毅でございますが、このたびは、私のやり取り

におきまして、大変お騒がせいたしました申し訳ありません。

まず、弁明1といたしましては、制止を振り切ってというか、制止されているという感覚はございませんでした。注意を受けているというふうに思いまして、それで続けさせていただいたという形であります。

それから、一部、やっぱり議事に残ってふさわしくないと思う文言があると思いましたが、今朝の時点で執行部にやり取りの削除をお願いしております。

今回、いろんな、通告書を出す前から、いろいろ、いろんな方から心配する意見がありまして、もともと民間と民間の案件でありましたので、もうやらん、やる気はあんまりなかったんですけれども、ところが、その御相談された方が100万円と2,000万円、高額医療を使っている方が実際、月に100万円払っていると、実際かかっているのは2,000万円だという話を聞いて、これはちょっとやらないといけないなと思ってやった次第であります。

昨日の——もともと数字を持った上でやればよかったんですけど、議場のやり取りで引き出した数字では、高額医療を目的に来る外国人は、高額医療で3割が市の負担、そして7割が公費ということは昨日の答弁で引き出して、ようやく分かったんですけれども、ですから、そういう、今回の案件で、ちょっと私のやり方が非常にまずくて申し訳ありませんでした。趣旨といたしましては、市民が困っていて、そういう、できると、2,000人のうちの4割だから800人が中国人ということになりまして、いろいろ調べますと、朝倉市にはまだ少ないんですけれども、大阪とか東京とか、いろんなところで高額医療を目的に入ってきている中国人の富裕層がいらっしゃるということがよく分かりまして、これは何とかして、悪意を持って朝倉市に来る方を止めなければならないと思ひまして、やることにした次第であります。

悪意を持ってくる方と、そうでない方をどう見分けるのかというところで、悪意を持ってくる方はやはり高額医療とかを目指して来るんであらうと思ひまして、そこに第1、第2、執行部とやり取りはいたしておりました。執行部とやり取りしていたんですけれども、最初止められたのはやり取り、渡していたんですけど、渡していたところで、これは分かるだろうと思って聞いたのが、項目、入れていなかったのが答えられませんというところが出てきて、止められたという流れになりました。そこもやり取り不足でありまして、申し訳ありませんでした。

中国人の方々を、高額医療であれば、悪意を持ってくる方は阻止できるかもしれないということで着目いたしました。ところが、高額医療に関することは、国のやることだから市の権限ではないということもあつたんですけれども、朝倉市独自で、そういう、いわゆる保険の、年金ですね、年金の制度が1階建て、2階建て、3階建てになっているような形で、2階、3階の部分朝倉市独自で、高額医療の部分で設ければ何とかなるのではなかろうかと思ひまして、2番のテーマでやり取りした次第であります。

それで、2番のところ、それはできませんとなった上で、3番目のところに入ってい

くのが、ちょっとそれが差別的発言というところにつながっていったように、受け止めがありますが、それは差別ではなくて区別するという意味で理論を展開していたところでありまして、どういうふうに区別するのかというので、中国人に関しては中国の国内で情報何とか法と国防、国家国防法か何かいうのがあるのがあって、入ってきた中国人が有事になったら発動されて、そういう動きを、兵站の補助とかそういうのをやることになりかねませんということを申し上げていたところでありました。

だから、もともとは入ってくるのであると、市ではできないことが多いかもしれないけど、税金の部分は市の——いろいろ調べましたら、税金に関しては市がいろいろ課税とかすることができるので、そこにスポットを当ててやれば、できるのではなかろうかということで、執行部ともやり取りしてきていたところでありまして。ちょっとイレギュラーがあって、そういうことになりまして申し訳ありませんでした。

2点、削除の部分であります。削除は退出して、その後のところが不要、不要というか、削除したほうが——私の真意が伝わらないまま最後の結論のところに行っておりますので、その削除を今朝願ひ出たところでありまして。お騒がせして申し訳ありません。以上であります。

○議長（小島清人君） 渡辺毅議員の退場を求めます。

（4番渡辺 毅君退場）

○議長（小島清人君） これより質疑を行います。質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、渡辺毅議員に対する懲罰の動議を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。懲罰の議決については、会議規則第105条の規定により、委員会への付託を省略することができないこととなっております。本件については、委員会条例第6条の規定により、8人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。

本件については、8人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、日野泰信議員、石井清治議員、仲山寛議員、北川清文議員、熊本正博議員、堀尾俊浩議員、中島秀樹議員、大庭きみ子議員、以上の8名を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました8名の皆さんを、懲罰特別委員に選任することに決しました。

ここで、渡辺毅議員の着席を許可します。

（4番渡辺 毅君着席）

○議長（小島清人君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、27日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時30分散会